

## 1 はじめに

- この書面は、所得補償保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://ey.aioinissaydowa.co.jp/eydocs/webyakkan/html/ad/008a.html>)に掲載のWeb約款をご覧ください。書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 2 マークのご説明

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

## 3 この書面の構成

### I 契約締結前におけるご確認事項 …P2～4

1. 商品の仕組み
2. 基本となる補償等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
4. 満期返れい金・契約者配当金

### II 契約締結時におけるご注意事項 …P5

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

### III 契約締結後におけるご注意事項 …P6

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
2. 解約と解約返れい金
3. 被保険者からの解約

### その他、ご留意いただきたいこと …P7～8

## 4 用語の説明

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。		
就業不能	身体障害を被り、医師の治療を受けていること(入院を含みます)により保険証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。なお、死亡した後、または身体障害が治癒した後は就業不能状態に含みません。	平均月間所得額	被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
身体障害	ケガおよび病気をいいます。	平均所得額	お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。		

## 5 お問い合わせ窓口

### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

#### 当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保  
カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)

- 受付時間 平日9:00～17:00
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

#### 事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保  
あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)

- 受付時間 24時間365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。

### 指定紛争解決機関

#### 注意喚起情報

#### 当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

契約概要

### ①商品の仕組み

所得補償保険は基本となる補償を中心として構成されています。  
また、主な特約は次のとおりです。

●:すべてのご契約にセットされる特約 ■:任意にセットできる特約  
▲:ご契約条件により自動でセットされる特約

基本となる補償	自動でセットされる主な特約	任意にセットできる主な特約
ケガ、病気による就業不能時の収入を補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約</li> <li>●無事故戻しに関する規定の不適用特約</li> <li>▲骨髄採取手術に伴う入院補償特約</li> <li>▲特定疾病等対象外特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入院のみ補償特約</li> <li>■天災危険補償特約(所得補償保険用)</li> <li>■家事従事者特約</li> <li>■妊娠に伴う身体障害補償特約</li> <li>■保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(所得補償保険用)</li> </ul>

### ②被保険者の範囲

- 所得補償保険は会社員や自営業の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。  
※「家事従事者特約」をセットすることにより、家事従事者(被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている方)を被保険者とすることができます。
- 被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満15才以上の方となります。

## 2. 基本となる補償等

### (1)基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<p>身体障害により、就業不能となった場合に、就業不能期間(注1)1か月について保険証券記載の保険金額をお支払いします。</p> <p>※1 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。</p> <p>※2 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により支払保険金の額を決定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険期間の開始時(注2)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合(注3)</li> <li>● 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業不能</li> <li>● 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業不能</li> <li>● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注4)</li> <li>● 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガによる就業不能</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガによる就業不能</li> <li>● 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能</li> <li>● 被保険者の妊娠、出産を原因として発生した就業不能</li> <li>● 特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能 など</li> </ul>

(注1) 就業不能期間とは、保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

(注2) 継続契約の場合は、継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時となります。

(注3) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時(注2)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注2)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(注4) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いしませんが、

## (2) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

所得補償保険は、補償内容が同様の保険契約(所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みませぬ)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## (3) 主な特約の概要 契約概要

### ●骨髄採取手術に伴う入院補償特約

骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。

※初年度契約については1年の待機期間があります。

### ●保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(所得補償保険用)

被保険者の就業不能が開始した日からその日を含めて免責期間終了日以降もなお就業不能状態の場合、就業不能の開始日から所得補償保険金をお支払いする特約です。

## (4) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

①職業・職務などにより引受けの限度額があります。

②所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(注)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注)公的医療保険制度とは、健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます。

## (5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間：1年間

②補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

③補償の終了：満期日の午後4時

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

#### (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

- ① 保険料は、保険金額、職業・職務および年齢等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1 保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

#### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

- ① ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。

※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

[○：選択できます X：選択できません]

主な払込方法	分割払(月払)(注1)	一時払
口座振替	○	○
クレジットカード払	○(注2)	○
払込票払	X	○

(注1) 保険料割増が適用されます。  
(注2) 初回保険料のみ選択できます。

- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、次の就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

- 代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能
- 代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に始まった就業不能

#### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

口座振替または払込取扱票により払い込む初回保険料および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。

初回保険料の払込前に就業不能を被った場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

## 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。  
(注) 次において、[3]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

### 【告知事項】

#### [1] 被保険者の生年月日、年令、職業・職務(注)

(注) 職種級別は、保険料の算出や保険金の支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

※ 下表に記載のないご職業は、代理店・扱者までお問合わせください。

級別	職業例	
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)	等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人	等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転工	等

#### [2] 健康状態告知

##### ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(\*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(\*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(\*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。  
(\*) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

#### [3] 同じ被保険者について身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

## 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

## 3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約

注意喚起情報

### (1) 現在のご契約について解約・減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

### (2) 新たな契約(所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

- ① 被保険者の健康状態などにより、新たなお契約をお引受けできない場合があります。
- ② 新たなお契約の保険期間の開始日より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たなお契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなお契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。  
(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

# Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

## 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

### 【通知事項】

被保険者が職業・職務を変更した場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
- ③ ご契約後に所得が著しく減少した場合
- ④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

## 2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります(特に、初回保険料を口座振替で払い込む分割払のご契約については、追加請求が発生します)。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

## 3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者にご契約を解約しなければなりません。


※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

## その他、ご留意いただきたいこと

### 1 事故が起こった場合

就業不能が開始した場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

 「事故が起こった場合の手続き」参照

### 2 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

### 3 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

### 4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として身体障害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

### 5 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。
- 継続前の契約に比べて補償内容を拡大する場合は、健康状態によって、ご契約を継続できないことまたは補償内容を変更させていただくことがあります。
- 継続契約の始期日における年齢等によって、継続契約の保険料は、継続前契約の保険料と異なることがあります。
- 当社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 6 請求権等の代位について

所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①当社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

②上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、当社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 7 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 8 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。